

令和4年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年9月29日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 8名
会 長 7番 坂 本 成 一
副 会 長 4番 高 田 英

委 員 1番 縣 次 男
3番 秋 吉 一 郎
5番 大 津 雄 司
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
10番 麻 生 秀 昭
4. 欠席委員 2番 二 宮 寿 徳
11番 橋 本 早 人

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農用地利用集積計画の一部変更の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
 - ⑤ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番 江藤 国子委員にお願いしたいと思います。

宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第4までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

■日程 第1 「農用地地用集積計画の一部変更の報告について」

(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農用地地用集積計画の一部変更について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農用地地用集積計画の一部変更について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号～4号 3件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議長

それでは、議案2号ですが、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

場所は湯布院町川北の湯布院中学校の裏で、グラウンドの北側に位置するところで、圃場整備をされた第1種農地です。

同じ農業世帯にいる長男へ一部贈与するという事なので、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案3号ですが、私(議席番号7番 坂本 成一委員)より説明します。

7番 坂本 成一 委員

受人は地区が竹の中という所なんですけど、苺づくりのために移住してきた人です。

それで、苺ハウスを増やすために渡人の土地を購入して規模拡大したいという考えを持っています。農業にまじめに取り組んでいるし、何も問題はないかなと思います。

議長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案4号ですが、議席番号5番 大津 雄司 委員 より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

それでは、議案番号4番について説明いたします。

場所は鬼瀬地区になります。210号線から鬼瀬公民館の方へ降りたところです。

渡人については、先月空き家に付随する農地の申請も出ましたが、出身はこちらですがもう大阪の方で生活しておりこちらへ戻る予定もないということで、今土地の整理をしております。

今回、鬼瀬地区の受人へ農地を譲るということであります。

受人は高齢ではありますが、農繁期には県外から息子さんが帰ってきて手伝っており将来的にもちゃんとするという事であります。機械の所有状況、耕作状況等も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5号～11号 7件)

議

長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案5号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明をします。

場所は挾間町古野、ちょうど古野の一番大きい交差点のすぐ横のところになります。

先月、この隣の土地の申請が出てきましたが、そのすぐ隣になります。

周辺は宅地化が進んでおり、近隣の同意も取れていることから問題はないかと思えます。

よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案6号ですが、担当の二宮委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

議案番号6について説明をします。

資料は6ページから11ページなのですが、場所は庄内町阿蘇野の栢ノ木地区になります。栢ノ木地区の四差路の直入側に少し行ったところ、橋のすぐそばで畜産を営んでいる方が受人です。

申請地は受人の牛に食べさせる飼料置き場とするための転用なのですが、既にやっていた追認案件となっております。現状としては資料の10ページに写真があ

りますが、砂利を敷いて既に飼料を置いているような状況です。

必要な手続きを行っていなかったため、先日の農振で用途変更の手続きを行い、それが終わったので今回農地転用が出てきた案件であります。

追認ではありますが、始末書が添付されておりまして仕方ない案件かなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号ですが、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

資料の13ページをご覧ください。

東側に湯布院の川南の簡易郵便局があるところですね。位置図の申請地の北側に九州林産の社宅というのがあると思いますが、この社宅がかなり老朽化していたので現在取壊しをしております。そして、建て替えをする計画の中でそこに行くための公衆用道路の整備で一部農地が含まれるので転用申請となったものです。転用後は位置指定道路の申請を行うとのこと。

現況としては、すでに一部舗装されておりますが、農道として整備されたものであります。

特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号ですが、4番高田議員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

では、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

はい、議案番号8番について説明させていただきます。

資料は17ページから20ページです

場所は南由布駅前を湯布院方面へ行く途中のホテル山光園の県道を挟んで南側のところになります。

渡人は平成14年にご主人が亡くなって相続してから耕作しておらず、保全管理のみ

を行っていました。周辺は既に宅地化されており、これ以上管理が難しいため売り先を探していたら今回の話がまとまったとのことでした。

受人の法人は、申請地の隣にキャンプ場を計画しておりまして、その駐車場としたいとのことでした。

都市計画区域内の第3種農地であり、砂利敷きのため排水も問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数で、この案件承認と決定しました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案9号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

それでは説明いたします。

場所は鬼崎地区で、天神橋を渡ってコスモス手前の信号を入りほどなく進んだところ。住宅が立ち並んでいる一角の田んぼになります。

受人の法人は申請地の隣にアパートを建築しておりまして、現状もちろん駐車場はあるんですが手狭であり不便であることから、申請地を駐車場としたいということで渡人に相談したところ話がまとまったということになります。

駐車場は砂利を敷き固めてするということで問題ないと思います。

御審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案10号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

それでは説明をします。

場所は挾間町赤野、大分小挾間線沿いのところ、昔にリュウマチ村があったところのちょっとしたと思っただければいいと思います。現状は栗の木が数本立っているような状況です。

計画では資料にあるように駐車場と骨材置き場にするということで、同じ敷地内に建設会社の事務所がありましてその会社の駐車場として使うということです。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4 番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員

受人は個人ですが、今大野委員が言われた建設会社の社長か何かですか？

6 番 大野 重利 委員

社長じゃないですね。

事 務 局

受人はその建設会社の会長みたいな位置づけですね。なので、役員さんという立場です。

4 番 高田 英 委員

分かりました。

あと、資料には重機置場と書いてあるんですが先ほど骨材と言われましたかね？それが図に無いようにあるんですけど。それと、駐車場の21区画というのはわかるんですけど、真ん中にあるのはなんですかね？

6 番 大野 重利 委員

それは道路ですね。敷地の奥の方へ入っていくので。

4 番 高田 英 委員

ここ、現状は平坦ではないんですか？

6 番 大野 重利 委員

現地は少し傾斜がありましたね。

4 番 高田 英 委員

というのが、この図の区画を見ると宅地分譲地にする気があるように見えてですね。庄内町でも過去例があったかと思うんですけど。とある議員さんが出した案件で、申請は資材置場だったんですけど現在は真ん中に道を通して分譲地にしてるっていうのがあって。

そういうことがちょっと懸念されるのと、それと資料に経緯書が添付されているん

ですが、ここに隣接地権者が何で判を押さなかったのかというのが書いてありますが、スクラップ置場等になる可能性があるので同意しないということが書いてありますが、この辺はどうなのでしょう。なんでスクラップ置場というのが出てきたんでしょうか、何か推測されることがあるんでしょうか。

事務局

1つずつ説明します。

まず、申請書には骨材を置くという話は出てきておりません。駐車場と重機置場という計画で申請されています。なので、図面に骨材置き場が載っていないのはそういうことですね。

次に、現地の状況として北側の県道から南側に向かって傾斜がある畑になっておりますので、駐車場にするなら区画のように造成が必要だというのは道理かなと。それと奥行きがありますので通路部分も必要だと思います。

それと、経緯書の件ですが、この隣接地権者は家もこの申請地のすぐ近くにある方なんですが、田んぼから違うものになったときにその先の利用方法に担保が取れないと。要は一回転用が認められて、何年後かに会社がつぶれたりしてスクラップ置場にされたら、とかいうような仮の話ですね。で、そうなったときに家がすぐ近くだから嫌なので判をつかなかったと聞いてます。

今回の申請の前に挾間町環境条例の手続きがあるんですけど、その中で同様の話になったんですが市としても現在の計画の先の話まで担保するのは到底できない話なので、そこはしょうがない、同意が取れなくてもしょうがないということで環境条例の手続きも終了しており今回ここに上がってきているという状況でございます。

4番 高田 英 委員

わかりました。

この会社は、駐車場と重機置場ということで間違いはないですかね？

事務局

転用目的と利用計画書にはそのように記載されています。

4番 高田 英 委員

この会社は重機を持っている会社で、スクラップとかを扱うような会社ではないということでもいいんですよね？

事務局

そういうことです。

4番 高田 英 委員

分かりました。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案11号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

それでは説明をします。

資料は30ページからです。

場所は挟間イオンの裏手で北方という地区です。

受人と渡人は親子でありまして、子供が家を建てるために土地を提供するという話でありました。分筆もしっかりしておりまして、奥の田んぼ、渡人の自作地ですが大豆が植えられている状態でした。

周辺の状況からも問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

資料の配置図を見ると、ちょっと小さくてよく分からないんですが浄化槽の位置とか書いてないようなんですけど、そこらへんはどうなってますでしょうか。

排水とかそういう部分を判断するのにそういった図面が必要だと思いますが。立面図とかよりそっちの方が必要では。

事 務 局

申請書類の中で浄化槽位置が書かれたものがちょっとないんですけど、排水同意書がありまして申請地の道路側に元治水井路の支線がありそこへ排水するという同意書が添付されています。なので、問題はないっちゃあ無いんですけど、今後は資料の方気を付けたいと思います。

4番 高田 英 委員

その図面を貰ってください。今日は審議していいと思いますが、申請にあたってそういう図面は必要だと思います。

5番 大津 雄司 委員

一応現地で確認した際に、道路側に大きな水路が入っておりまして、水もよく流れていました。そしてそこへ放流すると口頭では説明を貰ったんですけど、ちょっと図面では確認してなかったの。ただ、問題はないと思います。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第12号 1件)

議 長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

これ、私の地区の話なんですけど柚ノ木地区の人の子供さんが鹿児島から帰ってきて新規就農するというので、それを中間管理機構を通してするという事です。

それでは、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。